

G I G Aスクール構想における 1 人 1 台端末の家庭学習等での活用について

1 概 要

G I G Aスクール構想における 1 人 1 台端末については、これまで、主に学校の授業において活用し、今年度 2 学期から、試行として家庭への持ち帰りを実施していますが、令和 5 年度から全校を対象とした持ち帰りの運用を開始し、1 人 1 台端末を家庭学習等でも活用していくこととします。

2 活用方針について

学校及び家庭学習において、主体的な活用ができるよう、日常的に端末を持ち帰ります。ただし、小学校低学年の児童については、端末の重さによる身体的負担や発達段階等に配慮しながら、必要に応じて端末を持ち帰ります。

なお、家庭にある端末で家庭学習等が可能な場合は、学校の端末を持ち帰らなくてもかまわないこととします。

3 運用について

(1) Wi-Fi（無線通信）環境が整っていない家庭への対応

家庭の Wi-Fi（無線通信）環境が整わず、モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しを希望される場合は、本体を貸与します。通信に係る契約手続きや費用については、原則、保護者の負担としますが、経済的理由によっては、市が通信費の支援をします。

(2) 端末を家庭に持ち帰った際の破損等への対応

端末を家庭に持ち帰った際の破損等への対応については、学校内で利用している時の対応と同様に、紛失、故意又は重大な過失による破損以外は、教育委員会が費用負担を行います。